

**子ども及び定期サポーター様  
海外支援現場  
個人でのご訪問について**

## 訪問のご案内

こんにちは。 グッドネーバーズ・ジャパンです。いつも温かいご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

グッドネーバーズに継続的ご支援をいただいているサポーターの方は、グッドネーバーズの支援活動現場を訪問することが可能です。紙面やHP上からでは感じにくい現地の実情を実際にご覧いただきます。

それでは、まず、この「訪問のご案内」をよくお読みください。

ご訪問が決まったら、「個人訪問同意書」（必要なら「保護者同意書」）を日本出国2か月前までに当団体必着にてお送りいただくことになります。

訪問される皆様が、地域や子どもの生活をより深く理解されると共に、サポーターの方と子どもやその家族、またその地域の人々にとって有意義な時間になるよう願っております。

### 1) ご訪問までのプロセス

#### ■日本出国3ヶ月前まで

訪問のご案内をよくお読みいただき、GNJPへお問い合わせください。

TEL: 03-5848-4633 E-MAIL: [admin@gnjp.org](mailto:admin@gnjp.org)



GNJPが窓口となり、現地ご案内費用見積りや訪問プラン調整等を行います。

航空券などはサポーター様ご自身での手配となります。



#### ■日本出国2ヶ月前

個人訪問同意書、保護者同意書（必要な場合）を郵送（書留等受領サインを必要とする手段に限る）していただきます。コピー等、お控を必ずご自身にて保管下さい。  
(日本出国2か月前に当団体必着)



GNJPが受付確認後、原則e-mailにて受付確認の連絡（送付後1週間以内に連絡がない場合はご連絡願います）



#### ■出国5～6週間前

GNJPがグッドネーバーズ現地事務所に手配依頼、調整がつき次第、スケジュールや費用などご連絡します。

現地担当者の連絡先のお知らせは出国1週間前になる場合がございます。



現地ご訪問



## ■ご帰国後2週間以内

今後のご案内を、訪問されるサポーター様にとってより実りのあるものにしていくために簡単なご感想（ご訪問レポート）をお書きいただいております。ご協力宜しくお願い致します。

## 2) 訪問ガイドライン

1) 概念： 当団体海外事業をサポーター様が個人的に訪問すること

2) 対象資格：

- 6か月以上の子どもサポーター及び定期サポーター
- 20歳未満のサポーターが訪問する場合は保護者または保護者に準じた代理人が必ず同行すること
- 20歳未満のサポーターが訪問する場合は必ず保護者同意書を提出すること（同意人2名必須）

3) 訪問可能な国：

- 原則としてサポーター様が現在支援している国への訪問としますが、支援先を指定していない定期サポーター様はGNJP支援国から選択可能です。
- 外務省の危険情報（<http://www.anzen.mofa.go.jp/masters/risk.html#01>）のうち、「渡航の是非を検討してください。」までの訪問可能とします。外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>）よりご確認ください。

4) 訪問スケジュール：

- グッドネーバーズ現地事務所→子どもが属するプロジェクトの事務所・子どもの家庭・学校を中心に訪問→現地事務所に戻るのが一般的です。
- 事業地域を訪問し子どもに会う時間は一日のみ、6時間以内であり、これは子どもと家族の日常生活に影響をあたえないようになります。（6時間ずつ数日にわたる訪問はできません。）
- 支援地域内での訪問であり、グッドネーバーズ現地事務所との往復以外に地域外は訪れません。
- 現地の週末及び休日には訪問を原則として受け付けておりません。

5) 訪問可能な人数：サポーターを含む最大4名

6) 手配と費用：

①日本からグッドネーバーズ現地事務所までの交通手段はサポーターご自身での手配となります。訪問するグッドネーバーズ現地事務所から最も近い都市（空港がある都市）を基準に計画をお立てください。

グッドネーバーズはグッドネーバーズ現地事務所～支援現場訪問の手配と案内を担当致します。

②現地に到着後、訪問当日2～3日前には現地担当者から電話するよう努めますが、可能でしたらサポーターの方からご連絡いただけると助かります。

③事務所訪問時発生する費用は、グッドネーバーズ現地事務所で訪問時のオリエンテーション時にお支払いいただきます。

費用に含まれる内容：交通費、ガソリン代、食事代（日程上食事を取る場合）、同行スタッフ費用等

- ④お支払いは、米ドルまたは現地通貨（訪問国によっては米ドルのみ）になります。（**バングラデシュは米ドルにて**）
- ⑤**使用言語は英語になります。**日本語のガイドはサポートーご自身側で手配いただきます。ガイドも同行の一員とし、同意書に記入が必要（名前が判明しない場合はガイドと記入）です。また、海外出張費用を全額ご負担いただける条件で、日本からスタッフの同行が可能です。その場合は、訪問時期等は個別にご相談となります。
- ⑥出国前の訪問中止はグッドネーバーズ・ジャパンに、現地到着後はグッドネーバーズ現地事務所に直ちにご連絡ください。サポートーの方のご都合による直前の中止は手配済みの料金を負担していただく可能性がございます。

7) **お土産:** サポートーの訪問中、現金の直接な手渡しはできません。お土産は3000円以内で可能です。

### 関連書類

書類名	提出者	提出期間
個人訪問同意書 保護者同意書(20歳未満)	サポートー様	出国2か月前
ご訪問レポート (サポートー様用)	サポートー様	訪問実施から2週間以内

### 3) おみやげガイド

- 決して高価なお土産にならないように願います。（3000円以内）
- 大部分の地域の電気事情がよくないため、電気を利用するものは現地で使用することが難しい場合があります。
- 一部のサポートー様から突出した量のギフトを子どもとその家族がもらいますと、家族間、子ども間で大きな軋轢の原因となってしまいます。また私どもの運営と管理に不公平感をもたらすことにもなりますのでお控えください。
- 現地でも購入できます。事前にご予算を賜り（US10ドル～30ドルまで）現地にて調達致します。その場合、おみやげの内容は現地に一任となります。

#### 推薦するおみやげ

リュックサック、カバン ペン、ボールペン、鉛筆、ノート、しおり、絵ハガキ、ステッcker、シール、クレヨン、 鉛筆削り、小さなアルバム、消しゴム、ご家族の写真 絵本、ハガキ、レターセット 電気やバッテリーを使用しないおもちゃ、ミニカー、ままごと遊びセット、シャボン玉、 ボール、風船、折り紙、毛糸、ギフト用紐など 日本の伝統的なもの（コマ、千代紙、人形、手ぬぐいなど） Tシャツ、ズボン、スカート、帽子、ハンカチ・タオル、リボン 石鹼、歯磨き粉、歯ブラシ 飴、ガムなど皆で分けられるもの
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 必ず避けていただきたいおみやげ

### 現金

高価な宝飾品

腐食しやすい食べ物

宗教で忌避されている物やエキスが入っている食べ物

使い捨てカメラ、電気製品、時計、電気じかけの物など（現地では高価な物になります）

中古品（現地への礼儀を欠きます）

日本語の著書（現地の人には内容が不明）、和菓子（日本人と現地の人々の好みは必ずしも一致しません）

## 4) 注意事項

### 1. 飲酒および喫煙

現地事務所ご訪問の間は飲酒および喫煙を控えてください。飲酒や喫煙は現地文化に合わない可能性もあり、飲酒の場合は事故の原因にもなるためです。

### 2. 服装

訪問する際、服装はサポーターの方に対する第一印象を与えます。短いショートパンツ、ノースリーブ、露出が激しい服、ミニスカートなどは現地文化に合わない可能性があるためお控えください。

### 3. 他の子どものサポート

ご訪問の間、支援している子ども以外の子どももサポートしたいと思う場合があるかと思いますが、当団体はサポートが必要な子どもたちの基準に従い紹介しておりますので、任意でのご支援ができないことをご了承ください。そのような依頼をお受けすると、よりサポートが必要な子どもたちが支援を受ける機会を失う可能性があるためです。

### 4. ご訪問時、グッドネーバーズ海外事務所の現地スタッフが同行します。現地スタッフはサポーターの方に、現地文化と生活だけではなく、子どもが住んでいる地域と彼らの家庭についてご説明します。訪問日程調整・進行及びご訪問時の安全に責任を持つため、現地スタッフの案内に従っていただきますようお願い致します。

### 5. ご訪問中よく分からないことなどがあれば現地スタッフに必ず聞き、文化や生活習慣の相違から誤解が生じないようお願い申し上げます。

### 6. 子どもの家庭をご訪問の際、買ってあげたいものやしてあげたいことがあっても、子どもや家族にプレゼントや期待感を持たすような約束はしないでください。その約束により家族は大きい期待感を持ち、失望に繋がる可能性があるためです。当団体はサポーターの方々の毎月のご支援金の範囲内でコミュニティを支援しているため、特定の家庭のみ特別に支援することはできません。そのような事が発生した場合、支援地域内の住民たちと当団体との間で混乱を来たし、サポーターの方への依存心も大きくなり、良好な信頼関係が崩れてしまう恐れがあります。

### 7. 子どもを支援地域外に連れ出すことはできません。

### 8. 子どもとの性行為は子どもの人権を踏みにじる行為でありそのような行為またはそれを想起させる一切の行為を禁止いたします。

### 9. 個人情報（住所や連絡先）を教えたり、子どもの住所や連絡先を聞き出すことはできません。

### 10. 子ども及びその家族、また支援地域内の人々から物品や現金の要求などがあった場合、また不快に感じる行為があった場合は速やかに現地スタッフにお知らせ下さい。